

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201400236 平成26年6月5日(千葉県) 平成26年7月24日	鍋	(重傷1名) 当該製品を使用中、取っ手が破損し、内容物が手にかかり、負傷した。	●当該事業者による被害者からの情報収集において、当該事故発生から1ヶ月経過後の時点で通院中であるとの情報を得て、治療期間が30日以上であると判断し、10日以内に重大製品事故の報告を消費者庁に行ったもの。しかしながら、その後、当該事業者が被害者から診断書を受領したところ、30日未満であったことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	事業者が事故を認識したのは、平成26年7月18日